

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会  
福祉団体振興助成費補助金交付要綱

(目 的)

第1条 この要綱は、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会（以下「法人」という。）が関係福祉団体の振興助長を図るため、補助金を交付することについて必要な事項を定めることを目的とする。

(補助対象経費、補助額)

第2条 この補助金は、関係福祉団体の円滑な運営を行うための経費を対象とし、毎会計年度の予算の範囲内で補助額を決定するものとする。

(交付申請書の様式)

第3条 補助金を受けようとする福祉団体の代表者は、補助金交付申請書（様式第1号）を、この法人の会長に提出するものとする。

(交付決定通知書の様式)

第4条 補助金交付決定通知書の様式は、様式第2号のとおりとする。

(実績報告書の様式等)

第5条 実績報告書の様式は、様式第3号のとおりとする。

2 前項の報告書の提出期限は、毎年度終了後2ヶ月以内とする。

(委 任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成2年4月1日から施行する。

様式第1号

補助金交付申請書

平成 年 月 日

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会  
会 長

様

事務所の所在地

名称及び代表者

印

平成 年度福祉団体振興助成費補助金の交付を受けたいので、社会福祉法人皆野町社会福祉協議会福祉団体振興助成費補助金交付要綱の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

記

補助申請額 金 円

会の状況

1. 事務所 皆野町大字 番地
2. 会員数 名
3. 会 費 年 額 円
4. 事業計画書 別紙のとおり
5. 収支予算書 別紙のとおり
6. 前年度の事業報告書と決算書

様式第2号

平成 年度補助金交付決定通知書

皆社協第 号  
平成 年 月 日

様

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会  
会 長 印

平成 年 月 日付け第 号で申請のあった平成 年度福祉  
団体振興助成費補助金については、下記のとおり交付する。

記

1. 交付金額 円
2. 支払方法 一括現金支払い
3. 交付条件
  - (1) 補助事業を中止又は廃止若しくは変更する場合は、会長に報告しその指示を受けなければならない。
  - (2) 補助事業が予定の期限内に完了しない場合は、すみやかに会長に報告しその指示を受けなければならない。
  - (3) 補助事業の遂行状況について、会長が必要に応じ指示又は要求したときは、その指示又は要求に従わなければならない。

様式第3号

平成 年度補助金実績報告書

平成 年 月 日

社会福祉法人皆野町社会福祉協議会  
会 長 様

事務所の所在地  
名称及び代表者名

印

平成 年 月 日付け皆社協第 号で補助金の交付決定の通知を受けた平成 年度福祉団体振興助成費補助事業が完了したので、関係書類を添えて、下記のとおり報告します。

記

1. 補助金の交付決定額 金 円
2. 補助事業の成果及び補助事業に要した経費の精算決算書